

## 2 健康診断

### (1) 雇入時健康診断

- 医師による健康診断を受けた後3か月を経過しない者を雇い入れる場合、その者が当該健康診断の結果を証明する書面を提出したときは、その診断と同項目に相当する雇入時の診断項目は行う必要がない。
- 雇入時健康診断は、その必要項目について、たとえ医師が必要でないと認めて省略することはできない。(例えば聴力検査に関しては、1000Hzと4000Hzに係る検査が義務付けされているが、年齢等に応じて検査方法を変えてはいけない。)
- 記録は5年間保存。関連行政機関への報告義務はない。

### (2) 定期健康診断

- 年に1回以上実施。ただし深夜業や有害業務に関わる業務が常態化している場合は6か月に1回以上(エックス線検査は年に1回で可)実施。
- 定期健康診断では、その必要項目について、医師が必要ないと認めても、「既往歴及び業務歴」「自覚症状・他覚症状」「体重・視力・聴力検査」「血圧」「尿検査」の項目に関しては省略することはできない。
- 6か月以上にわたり、海外派遣労働者を送り出す場合も帰国させた時も、健康診断を行わなければならない。
- 記録は5年間保存。常時使用する労働者50人以上の事業所は関連行政機関へ終了報告義務がある。
- 健康診断で何か異常の所見があった場合、労働者の健康の保持のため、事業主は健康診断が行われた日から3か月以内に医師の意見を聴かなければならない。
- 事業者は、定期健康診断の結果を、遅滞なく、労働者に通知しなければならない。

## ◆ 定期健康診断項目と医師の判断による省略

○…可、×…不可

診断項目	医師の判断による省略
①既往歴及び業務歴の調査	×
②自覚症状及び他覚症状の有無の検査	×
③身長、体重、胸囲、視力・聴力の検査	○ (体重、視力・聴力検査 ×)
④胸部エックス線検査及び喀痰検査	○
⑤血圧の測定	×
⑥貧血検査	○
⑦肝機能検査	○
⑧血中脂質検査	○
⑨血糖検査	○
⑩尿検査	×
⑪心電図検査	○

### (3) 医師による面接指導

- 面接指導の対象となるのは、1週間あたりの労働時間が40時間を超える、その超えた時間が1か月あたり80時間を超える、かつ疲労の蓄積が認められる労働者である。
- 面接指導は、その対象となる労働者の申し出により、遅滞なく行われなければならない。
- 面接指導を行う医師は、その事業の産業医に限られるわけではない。労働者が事業者の指定した以外の医師に面接指導を受け、その結果を提出することもできる。(※産業医の選任義務のある事業場においては、産業医からの意見聴取が適当とされている。)
- 面接結果は、健康診断個人票に記載する義務はなく、行政機関への届け出義務もない。
- 面接指導の結果は記録を作成し、これを5年間保存しなければならない。
- 面接指導で異常の所見があった場合等も、事業主は労働者の健康保持のため、その措置について遅滞なく医師の意見を聴かなければならない。

## 3 雇入時安全衛生教育

- 雇入時の安全衛生教育は、その雇用期間や人数に關係なく実施されなければならない。
- 十分な知識及び技能があると認められる労働者は、当該事項について教育を省略することができる。
- 記録の保存義務はない。